

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年1月27日（金）

令和5年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年1月27日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 E会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2 議案第2号 非農地証明願について
- 第3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 議案第6号 賃借料情報の提供について
- 第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第9 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

| | | | | | | | |
|----------------|---------------|---------------|--------------|------|----|----|---|
| 1 番 | 鈴木 | 邦夫 | 君 | 8 番 | 廣瀬 | 正実 | 君 |
| 2 番 | 原田 | 勝幸 | 君 | 9 番 | 三橋 | 清高 | 君 |
| 3 番 | 高橋 | 久雄 | 君 | 10 番 | 野崎 | 雅博 | 君 |
| 4 番 | 石射 | 祥光 | 君 | 11 番 | 阿部 | 富美 | 君 |
| 5 番 | 村越 | 重芳 | 君 | 12 番 | 齋藤 | 和子 | 君 |
| 6 番 | 遠藤 | 信行 | 君 | 13 番 | 吉田 | 恵子 | 君 |
| 7 番 | 小澤 | 昇 | 君 | 14 番 | 石腰 | 明美 | 君 |
| 区域 1 | 市川 | 達夫 | 君 | 区域 2 | 生川 | 仁 | 君 |

欠席委員

3 番 高橋 久雄 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時00分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 5 年第 1 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、3 番高橋久雄委員より欠席届が提出されています。よって、当総会は、委員数14名のうち13名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員 2 名にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。10番野崎雅博委員、11番阿部富美委員、以上のご兩名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。9 番三橋委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9 番（三橋清高君） 議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

本案件は、2 筆、いずれも田、合計1,982㎡について、農地造成で、造成面積が1,000㎡以上あり、一時転用の許可申請が必要になることから申請が出されたものです。

農地造成を行うにあたり、現在の高さより平均45cmの盛土を行います。

譲渡人は、現在、ブドウ栽培を行っており規模拡大のため、所有の田んぼを畑に変更するものです。工事の期間は許可日から 3 か月で、譲受人が使用貸借を設定し、施工します。

雨水対策につきましては、敷地内で自然浸透とします。

被害防除につきましては、東、西、南側は単管とコンクリート板による土留めを新設し、北側は既設のH鋼とコンクリート板の土留めを生かし、土砂の流出を防ぐ計画となります。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○6 番（遠藤信行君） 申請目的の欄に一時転用と記載されていますが、一時転用の期間

はどのくらいの期間ですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 3ヶ月程度となります。

○6番（遠藤信行君） 申請地の北側にある水路は塞いでしまうのですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 既存の水路に影響しないように、田んぼの周りを土留めで囲んで工事を施工する計画になっています。

○6番（遠藤信行君） 45cmの高さで盛り土をするとどのくらいの量の土を入れることになるのですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 申請における計画では、891tとなっております。また、運搬方法としては、近くまで4t車で運び、細い農道においては小型に積み替えて運ぶと聞いております。

○6番（遠藤信行君） 盛り土をすることによって北側の水路に泥が入り、水路を塞いでしまうのではないかと。

○事務局長（谷川広志君） 農業委員さんとの現地調査の際にも、そのような懸念がありました。いろいろな施工の仕方があると思いますが、今回申請されている施工方法で他の農地に影響が出ないようにすることとなっております。

○議長（原田勝幸君） 他にご意見ご質問ございませんか。

○5番（村越重芳君） 報告の中で、1,000㎡以上ということにより、手続きをすることになるとのことですが、決まった規定があるのですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 規定があります。

○5番（村越重芳君） 盛り土の高さにも規定がありますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 高さは、盛り高1m以上という規定があります。広さ、工期期間、盛り高などで規定があり、田畑造成においては、農地転用許可で一時転用していただきということになります。

○5番（村越重芳君） 耕地整理の場所だから問題無いとは思いますが、2反分埋めることによる隣地への土圧の影響は大丈夫なのですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 構造上、隣地に影響を及ぼさないように造成していただきとしています。

○5番（村越重芳君） 田として耕地整理されたところに畑造成することに対して、周りの農家さんとかはどうなのですか。

○1番（鈴木邦夫君） 周りを単管パイプとコンクリート板で3方は囲むという申請にな

っていますし、北側に水路がありますが、北側はH鋼とコンクリート板でちゃんと囲まれていますので、泥が外に出ることは無いと思います。

○議長（原田勝幸君） 他にご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2、議案第2号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。14番石腰委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○14番（石腰明美君） 議案第2号、非農地証明願についてご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたもので、令和4年12月8日、事務局1名と現地を調査してまいりました。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、1筆、登記地目畑、132㎡でございます。

申請理由としましては、当該地はアスファルト舗装と砂利敷きの駐車場として使用しており、農地に復元することが困難であること、転用後10年以上経過していること、この事実を平成8年10月21日の国土交通省国土地理院の航空写真で客観的に証明できることから、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の別表1に掲げる項目の「資材置場、駐車場等」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第2号、非農地証明願については、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番から5番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番から3番案件については、9番三橋委員より、4番案件については、区域1市川委員より、5番案件については、区域2生川委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。始めに、1番から3番案件の報告をお願いします。

○9番（三橋清高君） 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、1番から3番案件を一括してご報告致します。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りをを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき、利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

1番案件の利用権を設定する農地は、1筆、田、1,342㎡でございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2番案件の利用権を設定する農地は、2筆、いずれも田、合計2,000㎡でございます。

～ 3番案件について内容を説明 ～

3番案件の利用権を設定する農地は、1筆、田、1,545㎡でございます。

権利の存続期間は、1番から3番案件ともに、令和5年2月1日から令和7年10月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続いて、4番案件の報告をお願いします。

○区域1（市川達夫君） 続いて、4番案件を報告いたします。

～ 4番案件について内容を説明 ～

4番案件の利用権を設定する農地は、1筆、田、933㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年2月1日から令和7年10月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。最後に、5番案件の報告をお願いします。

す。

○区域2（生川仁君） 続いて5番案件をご報告致します。

～ 5番案件について内容を説明 ～

5番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、679㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和5年2月1日から令和8年1月31日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番から5番案件までを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。9番三橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9番（三橋清高君） 議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

被相続人が令和4年10月25日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和5年1月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

相続人は、4筆、いずれも現況畑、合計1,717㎡について相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、一体として耕作されており、ブロッコリー、タマネギ、ホウレンソウが作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、ユンボ、耕運機、噴霧器、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人68歳、従事日数360日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。1番及び2番案件について、9番三橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9番（三橋清高君） 議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番及び2番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

1番及び2番案件の申請者は親子であり、労働力につきましては、2番案件でまとめて報告させていただきます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

令和5年1月12日、事務局2名と現地を調査してまいりました。特例農地19筆の耕作状況をご報告いたします。

12筆、いずれも現況畑、合計6,334㎡につきましては、カブ、にんじんが作付けされてい

るほか準備中でした。

7筆、いずれも畑、合計4,637.95㎡につきましては、カブ、長芋、ゴボウを作付けしているほか、リンゴ、イチジク、レモンが肥培管理されていました。

～ 2番案件について内容を説明 ～

令和5年1月12日、事務局2名と現地を調査してまいりました。特例農地3筆の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも現況畑、合計193㎡につきましては、ネギが作付けされているほかサクランボが肥培管理されていました。

1筆、畑、1,028㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、フォークリフト、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人71歳、従事日数300日、専業、配偶者70歳、従事日数300日、専業、次に、1番案件の労働力につきましては、本人36歳、従事日数300日、専業、配偶者32歳、従事日数100日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番及び2番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、議案第6号、賃借料情報の提供についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第6号、賃借料情報の提供についてをご説明いたします。

本件は、農地法第52条の規定に基づき、地域における賃借料の目安となるよう、農業委

員会が実勢の賃借料情報を提供するものでございます。

賃借料情報につきましては、過去1年間分（令和4年1月1日～12月31日まで）の農地法第3条の許可案件や農用地利用集積計画などの賃借料から算出するものです。

本市における令和4年の「畑」の賃借料につきましては、昨年1年間における、利用権設定における賃借料データ24件を基に算出し、10アールあたり平均年額16,973円でございます。

また、「田」につきましては、賃借権の設定はありませんでした。

なお、賃借料情報につきましては、本日ご承認を頂けましたら、農業委員会ホームページ等により提供していくことといたします。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第6号、賃借料情報の提供については、報告のとおり、情報提供することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 7ページ、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出専決処分の報告についてをご説明いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

登記地目は、田・畑それぞれ1筆、合計1,090㎡についての届出でございます。

こちらの案件につきましては、届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第8、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 8ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、1番から4番案件、小出地区は5番案件の、計5案件となっており、転用目的はいずれも住宅敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第9、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 9ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から10番案件で、転用目的は、住宅敷地のほか、共同住宅敷地でございます。

権利関係は、所有権の移転ほか使用貸借権の設定でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺い

たします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご質問がないようですので、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和5年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時30分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員